

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1145

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7月18日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 0) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第 5 条 の 2 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) ~ (6) 省略</p> <p><u>(7) 配偶者同行休業 (職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成 26 年愛媛県条例第 35 号) 第 1 条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。) を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>(給料)</p> <p>第 5 条 の 2 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) ~ (6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし_____、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

(教育職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 教育職員の給与の支給等に関する規則 (愛媛県人事委員会規則 7 - 60) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の日割計算)</p> <p>第 2 条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p><u>(8) 配偶者同行休業 (職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成 26 年愛媛県条例第 35 号) 第 1 条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。) を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>(給料の日割計算)</p> <p>第 2 条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) ~ (7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、大学院修学休業をし、公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし_____、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

(職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 65)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第10条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第 2 項の規定により休職にされ、法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第 4 号。以下「外国派遣条例」という。)第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をし、法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をし、<u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号) 第 1 条に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をし、</u>又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第 1 項に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし、</u>研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>(3)~(5) 省略</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第 2 項の規定により休職にされ、専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第10条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 月の中途において、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第 2 項の規定により休職にされ、法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第 4 号。以下「外国派遣条例」という。)第 2 条第 1 項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業をし、法第26条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をし、<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第 1 項に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業をし、<u>_____</u>、<u>_____</u>、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>(3)~(5) 省略</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 月の中途において、法第28条第 2 項の規定により休職にされ、専従許可を受け、教育公務員特例法第26条の規定により大学院修学休業をし、公益的法人等派遣をされ、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休</p>

業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 省略

業をし、自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 省略

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第2条 職員給与と条例第19条第1項前段又は教育職員給与と条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第1条に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員</u></p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（職員給与と条例第4条第12項及び教育職員給与と条例第8条に規定する算出率をいう。<u>第12条第2項第7号</u>において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 省略</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第8条 職員給与と条例第19条の4第1項前段又は教育職員給与と条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（職員給与と条例第19条の4第5項において準用する職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の4第5項において準用する教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 第2条第11号に該当する者</u></p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 省略</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第2条 職員給与と条例第19条第1項前段又は教育職員給与と条例第19条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（職員給与と条例第4条第12項及び教育職員給与と条例第8条に規定する算出率をいう。<u>第12条第2項第6号</u>において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 省略</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第8条 職員給与と条例第19条の4第1項前段又は教育職員給与と条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（職員給与と条例第19条の4第5項において準用する職員給与と条例第19条の2各号又は教育職員給与と条例第19条の4第5項において準用する教育職員給与と条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 省略</p>

- 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
- (1)～(4) 省略
 - (5) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 省略

- 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
- (1)～(4) 省略
 - (5) 省略
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略

(愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)</p> <p>第3条の6 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年愛媛県条例第59号)第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。)若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)</p> <p>第3条の6 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年愛媛県条例第59号)第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。)</p> <p>_____により現実に職務をとる_____ことを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休暇の算定)</p> <p>第4条 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、発令以後の月数(法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項、<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u> _____ (平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。)(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除した数を乗じた日数(その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきも</p>	<p>(休暇の算定)</p> <p>第4条 年の中途において新規に採用された職員のその年における年次休暇は、条例第5条第1項の日数に、発令以後の月数(法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条 _____ の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、在職する期間の月数。次項において同じ。)(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除した数を乗じた日数(その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきも</p>

のとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数)とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

2 省略

のとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数)とする。ただし、年次休暇の日数に端数を生じた場合は、その端数は、四捨五入とする。

2 省略

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第7条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次休暇)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、休暇年度中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項、<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律</u>(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員又は任期付職員として在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、休暇年度中途において新たに法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)第4条若しくは第5条 _____ の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)のその休暇年度における年次休暇の日数は、条例第6条第1項の日数に再任用職員又は任期付職員として在職する期間の月数(1箇月に満たない月は、切り上げる。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>4・5 省略</p>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-33)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間、<u>地方公務員法</u>(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業をしていた期間</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(育児休業をしている職員の勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間 _____</p> <p>(2)・(3) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 66

職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

平成26年 7月18日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年愛媛県条例第35号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認(期間延長)申請書(別記様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求められることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出に係る書類の提出)

第4条 第2条第2項の規定は、条例第8条の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付職員の採用及び任期の更新)

第5条 任命権者は、条例第9条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、職員となる者に、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を提出させるものとする。

2 任命権者は、条例第9条第3項の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に、任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係） 配偶者同行休業承認（期間延長）申請書

申請の区分		配偶者同行休業 期間の延長
申請に 係る 配偶者	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の 名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
申請(延長)の期間		年 月 日から 年 月 日まで
既に配偶者同行休業をしている期間		年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 のある欄は、該当のものにレ印を付けること。

3 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」の欄には、申請時に外国滞在中の住所又は居所を定めていない場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに、当該住所又は居所を定めて届け出ること。

4 「備考」の欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要とする事項を記入すること。

5 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第 8 号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成26年 7月18日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 条の 3 省略</p> <p>（配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第 4 条の 4 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰し、又は退職した場合の給与又は退職手当の取扱いについては、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）の例による。</p>	<p>第 4 条の 3 省略</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第 4 号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 7月18日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第 2（第 4 条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第 2（第 4 条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			管 理 者	局 長	課 長				主 幹	管 理 者	局 長	課 長
総務課	1～7 省略					総務課	1～7 省略					
	8 服務 に関する 事務	1～3 省略					8 服務 に関する 事務	1～3 省略				
		4 職員の自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認に関すること。						4 職員の自己啓発等休業 の承認に関する こと。				
		(1)・(2) 省略										
	9～14 省略					9～14 省略						

省 略									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 省略

省 略									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。